

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医等手当、手術部看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、<u>新型コロナウイルス感染症患者対応業務手当</u>、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当とする。</p> <p>(給与の支給日等)</p> <p>第4条 基本給及び諸手当（期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1月の初日から末日までとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医等手当、手術部看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当とする。</p> <p>(給与の支給日等)</p> <p>第4条 基本給及び諸手当（期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1月の初日から末日までとする。</p> <p>(略)</p>

4 高所作業手当，死体処理手当，放射線取扱手当，高気圧治療室内作業手当，夜間看護等手当，極地観測手当，超過勤務手当，休日手当，夜勤手当，宿日直手当，術後管理手当，待機手当，救急勤務医等手当，ドクターヘリ搭乗手当，分娩手当，時間外手術手当，分娩待機手当，保健管理センター業務手当，学位論文審査手当及び新型コロナウイルス患者対応業務手当は，当該手当の支給要件が生じた月の翌月の基本給の支給日に支給する。

(略)

(新型コロナウイルス患者対応業務手当) (新設)

第34条の12 新型コロナウイルス患者対応業務手当は，職員が新型コロナウイルスの患者に直接接して行う業務（受入，診察，治療，看護又は検査等）に従事した場合に支給する。

2 前項の手当額は，業務に従事した1日につき，4,000円とする。

3 第1項の新型コロナウイルスの対象疾病及び当該手当の支給期間は，学長が指定するものとする。

(略)

附 則

この規程は，令和3年6月29日から施行し，改正後の第34条の12の規定は，令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

新型コロナウイルス患者への対応業務に対し，手当を新設するものである。

4 高所作業手当，死体処理手当，放射線取扱手当，高気圧治療室内作業手当，夜間看護等手当，極地観測手当，超過勤務手当，休日手当，夜勤手当，宿日直手当，術後管理手当，待機手当，救急勤務医等手当，ドクターヘリ搭乗手当，分娩手当，時間外手術手当，分娩待機手当，保健管理センター業務手当及び学位論文審査手当は，当該手当の支給要件が生じた月の翌月の基本給の支給日に支給する。

(略)

(略)